

# 理事会運営規程

## 全環境企業年金基金

### (趣 旨)

第1条 理事会における会議の運営は、全環境企業年金基金規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規程により行うものとする。

### (招 集)

第2条 理事会は、理事長が必要に応じて招集する。

- 2 定数の3分の1以上の理事が、会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、理事長はその請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、原則として開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

### (理事会の議長)

第3条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が理事会に出席できないときは、規約第35条第1項により指名された選定理事が、議長となる。
- 3 前項に定める選定理事も代議員会に出席できないときは、常務理事が議長として議事を進行するものとする。
- 4 議長は、議案書として提出された議案に従って議事を進め、議案について活発かつ効率的な議論が行われるよう努めなければならない。
- 5 議長は、議事を混乱・停滞させる理事の発言があった場合には、それを注意し、または制止することができる。
- 6 議長は、前項の注意及び制止が繰り返されたにもかかわらず、発言の態度及び内容を改めない理事については、議場からの退出を命ずることができる。

### (理事会の議事)

第4条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 理事会に出席することができない理事は、第2条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

### **(理事会への付議事項)**

第5条 理事会においては、代議員会の招集及び代議員会に提出する議案を付議する他、次の各号に掲げる事項について検討・審議する。

- (1) 理事により発議された基金の事業運営にかかわる議案
- (2) 令第12条第4項の規定による理事長の専決処分
- (3) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

### **(理事会の会議録)**

第6条 理事会については、以下の各号を記載した会議録を作成する。

- (1) 開会の日時及び場所
  - (2) 理事の定数及び出席理事の氏名と第4条第3項の規定により議決権を行使した欠席理事の氏名
  - (4) 議事の概要
  - (5) 議決した事項及び可否の数
  - (6) その他重要な事項
- 2 会議録には、議長及び理事会で定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。
  - 3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかなければならない。

### **(代議員の除斥)**

第7条 議事に関して特別の利害関係のある理事は、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

## **附 則**

この規程は、代議員会の議決の日から施行し、平成27年7月1日から適用する。